

OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業



【令和7年度要求額 403百万円（346百万円）】

2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、OECMを活用した民間・地域の取組を促進します。

1. 事業目的

- ①新法・生物多様性増進活動促進法に基づき、企業等による「ネイチャーポジティブ活動（※）」を促進するために、
 - ・「ネイチャーポジティブ活動」を促進するためのインセンティブを構築。
 - ・「ネイチャーポジティブ活動」による環境価値を評価する仕組みを構築。
- ②海域OECM等の検討、日本のOECMの考え方等の国際発信、自然再生活動の推進に関する取組を実施。

（※）生物多様性増進活動促進法に基づき、生物多様性を維持・回復・創出する活動

2. 事業内容

- (1) 「生物多様性保全推進支援事業」によって、地域の「ネイチャーポジティブ活動」を支援。
- (2) 企業等の活動促進につながるインセンティブ（支援証明書制度、マッチングの仕組み等）を構築、運用。
- (3) 各ネイチャーポジティブ活動の特徴等が可視化されるよう、環境価値を評価する仕組み等を構築。
- (4) 海域OECM等の国の制度に基づくOECMの検討を加速化。
- (5) 日本のOECMの考え方や認定の仕組みについて、国際発信。
- (6) 自然再生など失われた自然を回復・創出する取組を促進。

3. 事業スキーム

○事業内容	(2)～(6)	(1)
■事業形態	請負事業	交付金（3/4、1/2又は定額）
■請負先/対象	民間事業者等	地域生物多様性協議会(非営利団体、自治体等)等

4. 事業のイメージ

OECM：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室 電話：03-5521-8343

独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金（うち、地域生物多様性増進活動促進業務）



【令和7年度要求額 312百万円（新規）】 環境省



2030年ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進します。

1. 事業目的

- ① 令和6年4月に成立した「生物多様性増進活動促進法」に基づき、企業等による、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」等の認定事務を実施。
- ② 地域における生物多様性増進活動の質を向上させるとともに、企業等の新たな参画を促すため、活動のフォローアップ、有識者マッチング、現地研修等を実施。

2. 事業内容

2030年「ネイチャーポジティブ」の実現と、「30by30」目標の達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山や企業緑地等のOECMの設定促進が必要。

また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物多様性や自然資本の重要性が高まっている。

以上の背景から令和6年4月に成立した「生物多様性増進活動促進法」に基づき次の事業を実施し、企業等による地域における生物多様性増進活動を促進する。

<認定事務>

- ・本制度の総合窓口として「増進活動実施計画」等の認定申請に係る相談の受付、助言
- ・「増進活動実施計画」等の予備審査、有識者審査委員会の実施、認定結果の通知等
- ・OECM国際データベース登録用のGISデータ作成 等

<活動支援・普及啓発>

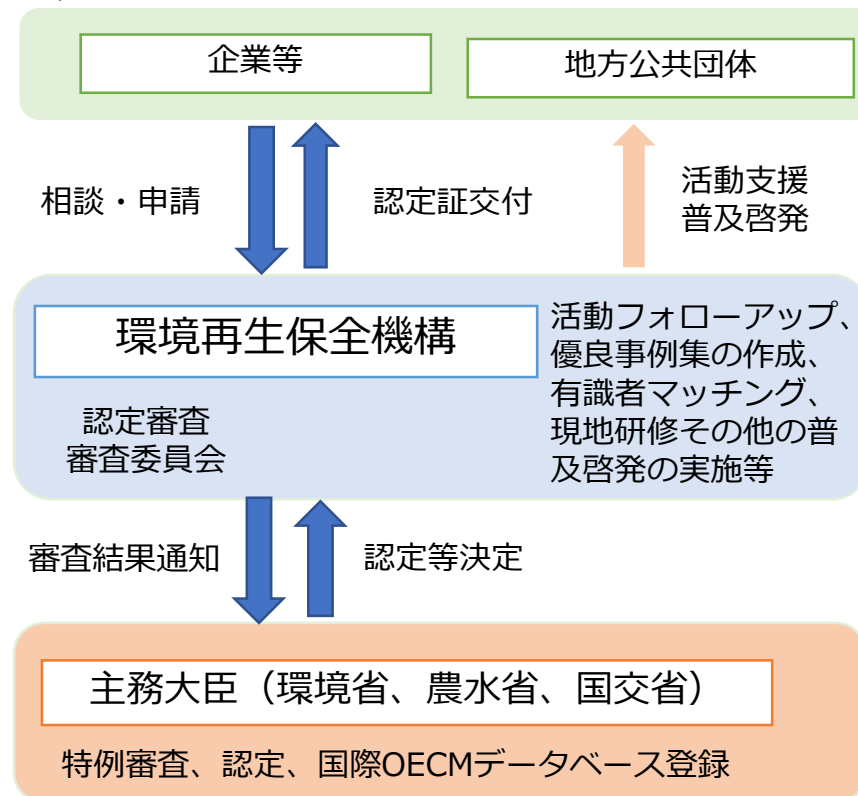
- ・認定された計画に基づく活動状況・結果の確認等のフォローアップ
- ・計画の公表、整理、優良事例集の作成、現地研修の実施
- ・増進活動の手法選択やモニタリングに知見を有する有識者とのマッチング

3. 事業スキーム

- 事業形態 運営費交付金
- 対象 民間事業者・団体/非営利団体/地方公共団体
- 実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ

○事業スキーム



お問合せ先：

環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課、自然環境局自然環境計画課
電話：03-5521-8228、03-5521-8343